

■実施計画において例外事項とされたもの（補助金依存型法人）

関係特別民法法人の名称	やむを得ないとする理由等	備考
(財) フォーリン・プレスセンター	今後も、当該法人を通じた海外情報発信・広報の強化の必要性は認められ、委託費の廃止は困難である。自己収入の拡大を図るが、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。	役員報酬への助成を廃止（平成17年度から実施）。政府・自治体からの外国メディアを対象とする受託事業の充実、刊行物の一部有料販売実施、賛助会員数増大による収益の拡充を図っている。また、事業全体コストを節約しつつ、各種事業活動の多様化・充実を図っている。
(財) 交流協会	当該法人は、外交関係のない台湾において在外公館に準ずる役割を担っており、またこのような当該法人の性格上、自己収入の拡大の方途及びその金額は極めて限られているため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。役員報酬助成を一部廃止するとともに、事業の効果的・効率的運営に努める。	役員報酬の引下げを実施。（平成14年度）
(財) 日韓産業技術協力財団	事業内容を見直した上、拠出金の削減を行っているが、日韓首脳合意に基づくものであり、現時点での廃止は不可能である。自己収入の拡大の方途も極めて限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。引き続き、事業の効果的・効率的運営に努める。	—
(社) 国際農林業協働協会	補助金等の大宗を占める緊急食糧支援事業費補助金は、従来行われた事業の後年度負担として交付しているものであるため、現在の事業方式を維持する。	平成21年度から解消